

○笛吹市営春日居地区温泉給湯条例

平成27年3月20日

条例第4号

改正 令和元年10月11日条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、笛吹市営春日居地区温泉(以下「温泉」という。)の給湯に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給湯の区域)

第2条 市が行う温泉事業の給湯区域は、笛吹市春日居町地内で市長が認めた区域とする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 配湯装置 幹線配湯管及びこれに附属する設備をいう。
- (2) 給湯装置 配湯装置から分岐して設けられた給湯管及びこれに直結する給湯用具並びに計量器をいう。
- (3) 計量給湯 給湯管に装置された計量器により、毎分1口8リットル、月80立方メートルを基準として、使用量に応じて給湯する方法をいう。
- (4) 基本給湯量 1箇月間の給湯量の基本となる湯量をいう。
- (5) 短期給湯 温泉井を自己所有している者等に対し、温泉井の修繕その他の事情により必要がある場合、短期給湯を行うものをいう。
- (6) 普通給湯 短期給湯以外の通常給湯を行うものをいう。

(給湯の種類)

第4条 給湯は、普通給湯及び短期給湯とする。

2 短期給湯は、市長が普通給湯の温泉に支障がないと認めたものに限り行うものとし、その期間は3箇月を超えてはならない。

(給湯の方法)

第5条 給湯は、計量給湯とする。

2 前項の規定による場合のほか、計量器に異状があったとき、又は給湯量が不明のときは、市長がその使用量を認定する。

3 前項の規定により、市長が使用量を認定するときは、前3箇月の平均使用量又は前年同期の使用量を考慮して定めるものとする。

(給湯の申込み等)

第6条 給湯を受けようとする者(以下「受給者」という。)は、市長に申込みし、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、必要給湯量給湯装置の設計その他必要な事項を調査し、審議の上諾否を決定し、その旨を書面で通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 前条第2項に定める通知を受けた者は、通知を受けた日から5日以内に市長と給湯契約を締結しなければならない。

(代表者又は代理人の届出等)

第8条 受給者が給湯装置を共有するときは代表者を、給湯装置の所有者が給湯区域内に居住しないときは代理人を選定し、市長に届け出なければならない。代表者又は代理人を変更したときも、同様とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の代表者又は代理人となることはできない。

(1) 未成年者

(2) 使用料等の納付につき、市長が不相当と認めたもの

(給湯の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給湯を制限し、又は停止することができる。

(1) 非常災害等による配湯装置又は給湯装置の損傷その他避けることができない事故が発生したとき。

(2) 温泉に不足が生じたとき。

(3) 前項のほか、市長が公益上必要があると認めたとき。

2 市は、前項の場合の損害賠償の責めを負わないものとする。非常災害その他避けることのできない理由に基づく温泉源地の廃滅により給湯不能となった場合も同様とする。

3 市長は、給湯を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告しなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

(給湯の停止)

第10条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給湯を停止し、損害を賠償させることができる。

(1) 使用料、手数料及び工事金を納期限内に納付しないとき。

(2) みだりに停止栓及び計量装置を開閉したとき。

(3) 市において施した封印を移動し、き損し、又は破棄したとき。

(4) 正規の手続を経ないで給湯工事を行い、又は給湯装置を使用したとき。

(5) 給湯装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合

等において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(6) 現に使用する給湯装置の構造及び材質が基準に適合しなくなったと認められたとき。

(契約の解除)

第11条 市長は、受給者に対して受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 給湯の決定があった日から6箇月以内に使用を開始しないとき。

(2) 給湯の決定があった日から10日以内に維持料を納付しないとき。

(3) 給湯装置の使用を中止し、又は廃止した日から6箇月以上にわたりその使用を開始しない場合で、受給者が使用開始に至る見込みがないと認められたとき。

(4) 前条第1号に規定する給湯の停止を受けた場合において、その停止期間が3箇月以上にわたるもなお使用料等を完納しないとき。

(5) 受給者が30日以上所在不明のとき。

(6) その他契約を継続し難い特別の事情が発生したとき。

(受給権の譲渡等)

第12条 給湯を受ける権利(以下「受給権」という。)を他に譲り渡すときは、市長に申請し、市長の承認を得なければならない。ただし、給湯契約後自己使用しないで他に譲り渡すことはできない。

2 市長は、前項の申請があったときは、必要な事項を調査し、諾否を決定し、その旨を書面をもって通知するものとする。

3 受給権の譲渡について譲受人は、前項の承認があり受給権の譲渡があったときは、譲渡を受けた日から5日以内に市長に申し出て契約の更新を行わなければならない。

(配湯施設の管理)

第13条 配湯施設の管理は、市がこれを行う。

2 給湯のための計量装置の管理は、市がこれを行い市長の許可なく計量装置の調製をしてはならない。

(給湯装置の管理)

第14条 給湯装置の設置は、受給者がその負担においてこれを行う。

2 給湯装置は、受給者の管理に属する。受給者は、供給を受ける温泉の汚染や温度の低下等を来すことのないよう十分注意し、給湯装置を管理しなければならない。

3 受湯のため動力装置を必要とする特別の事由がある場合は、受給者は、市長にその設置申請をし、許可を受けなければならない。市長は、その内容を調

査し、諾否を決定し、その旨書面で通知し、許可するものについては、その費用を予納させるものとする。

(工事の施行)

第15条 受給者は、給湯装置の新設増設改良及び撤去の工事(以下「工事」という。)を行うときは、市長に申込みし、審査を受けなければならない。

2 受給者は、前項の規定による工事を施行するときは、市長の検査を受けなければならない。

3 受給者は、工事を施行するときは、市長が指定した給湯工事業者(以下「工事指定店」という。)に施行させ、工事終了後直ちに、市長の審査を受けなければならない。

4 工事の費用は、受給者の負担とする。

5 工事指定店に関する事項は、市長が別に定める。

(給湯装置の変更)

第16条 市長は、配湯装置の移転その他の理由によって給湯装置の変更を必要とするときは、所有者の同意がなくても工事の施行ができるものとする。

(給湯装置の構造及び材質等)

第17条 給湯装置の構造及び材質等に関しては、市長が別に定める。

2 市長は、現に使用する給湯装置の構造及び材質等が前項の基準に適合しなくなったと認めるときは、その基準に適合するまで給湯を停止することができる。

(検針及び使用料の納入)

第18条 使用量は、毎月1日から5日までの間に検針を行い、前月の検針日から当該検針日までの分を1箇月分として算定する。この場合において、使用量が1立方メートル未満の端数があるときは、この端数は翌月に算入するものとする。

2 受給者が給湯装置を廃止したときは、その都度検針する。この場合において、使用量が1立方メートル未満の端数があるときは、この端数は1立方メートルとして算入するものとする。

3 前2項の規定により検針を行ったときは、使用量を受給者に通知するものとする。

4 受給者は、前項の規定により通知された使用量を基に算定された使用料を、別に発行する納入通知書により納入しなければならない。ただし、月の中途にて廃止したときは、市長が指定した日までに納入するものとする。

(手数料)

第19条 受給者は、第12条及び第15条に規定する申請又は申込みを行う場合に

は、別に定めるところにより手数料を納付しなければならない。ただし、受給権の譲渡において、譲受人が受給者の配偶者又は直系血族であるときは、この限りでない。

(立入検査)

第20条 市長は、温泉の管理上必要があると認めるときは、関係職員を立ち入らせ、給湯装置を検査することができる。

2 前項の規定により立ち入る場合には、関係職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(届出)

第21条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 給湯装置を他に譲り渡すとき。

(2) 給湯装置の変更、増設又は修繕撤去するとき。

(3) 給湯装置の使用を開始又は廃止するとき。

(4) 給湯装置が破損し、又は給湯に異状のあると認めるとき。

(5) 住所氏名を変更したとき。

(6) 法人が商号、所在地及び契約名義人を変更したとき。

2 受給者が死亡したときは、受給権の相続者が決定するまでの間、相続人は、当該相続人のうちから給湯契約履行者を選定し、死亡した日から1箇月以内に、市長に届け出なければならない。

3 受給者の死亡により受給権を相続したときは、相続者は、市長に届出をし、受理の日から10日以内に市長と給湯契約を締結しなければならない。

(給湯台帳等)

第22条 市長は、給湯条件又は使用料徴収の適正を保持するため台帳及び帳簿を備え置くものとする。

(連帯責任)

第23条 受給者は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為であってもこの条例に定める責任を負わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 笛吹市営春日居地区温泉給湯規程(平成16年笛吹市告示第65号)は、廃止する。

附 則(令和元年10月11日条例第32号)

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

